

チコ労務管理事務所通信

「令和 8 年分 年末調整のしかた」が 公表されました

国税庁より「令和 8 年分 年末調整のしかた」(全 64 ページ)が公表されました。「昨年と比べて変わった点」として挙げられている主な内容は、以下です。

◆昨年と比べて変わった点

(1) 基礎控除の引上げ

合計所得金額に応じて基礎控除額を 62 万円～104 万円に引上げ(改正前 58 万円～95 万円)

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

74 万円(改正前 65 万円)

上記引上げに伴い、所得税法で定める令和 8 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正

(3) 基礎控除の引上げに伴う扶養親族等の所得要件の改正

- ・扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子(※)…62 万円以下(改正前 58 万円以下)

- ・特定親族…62 万円超 123 万円以下(改正前 58 万円超 123 万円以下)

- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者…62 万円超 133 万円以下(改正前 58 万円超 133 万円以下)

- ・勤労学生…89 万円以下(改正前 85 万円以下)

※ひとり親の生計を一にする子については合計所得金額ではなく総所得金額等の合計額

(4) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

新生命保険料の一般生命保険料控除の控除限度額…6 万円(改正前 4 万円)

上記は令和 8 年 12 月 1 日に施行され、令和 8 年分の年末調整など、令和 8 年 12 月以後の源泉徴収事務から対応が必要です。なかでも扶養親族等の所得要件の改正は、これまで扶養控除等の対象外だった親族が、新たに対象となる場合があります。

国税庁が公表している関連資料(各種申告書の記載



例、周知文例、Q&A 等)も活用しながら、早めの準備を心掛けましょう。

【参考】

令和 8 年分 年末調整のしかた(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm>

療養等と仕事の両立のために報酬が急減した場合の標準報酬月額改定に関する特例措置が創設されます

◆何のための特例措置？

療養、育児または介護(以下、「療養等」という)と仕事を両立するため、勤務日数を減らす等の就労調整により、社会保険料の標準報酬月額が 2 等級以上低下した場合に、翌月から標準報酬月額を改定できるようにする特例措置が、令和 9 年 1 月 1 日より創設されます。

通常の随時改定では、報酬減となった後も 3 カ月間、報酬減となる前の高い保険料を負担することとなります。そのため、報酬減が 3 カ月以上続くことが見込まれるとして事業主から届出があった場合に、より速やかに標準報酬月額を改定できるようにする措置の創設が要望されていました。

◆措置を利用するための手続きは？

事業主が、被保険者報酬月額変更届（特例改定用）に申立書兼同意書を添えて、日本年金機構の事務センター（または年金事務所）に提出します（組合管掌健保は、同時に健保組合にも提出）。

なお、特例措置による改定後も、定時決定は行う必要があるため、「被保険者標準報酬月額算定基礎届」の提出は必要となります。

◆措置を利用する場合に注意すべき点は？

特例措置により、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金および出産手当金に影響が生じることについて、対象者に十分説明の上、あらかじめ書面で同意を得ておく必要があります。

【参考】

「療養、育児又は介護により報酬が急減した者についての健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額の保険者算定の特例について」（令和8年7月31日保保発 0731 第4号、年年発 0731 第1号、年管管発 0731 第7号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731743.pdf>

る監督指導を見直すことを明らかにし、36協定で定めた内容と健康・福祉確保措置の実施状況等に応じた指導を行うとしました。

令和7年中の賃金不払事案として、始業直前・終業直後の業務に従事していた時間が一律に切り捨てられていた事案や、月20時間分の固定残業代制度を採用していて20時間超過分の割増賃金不払が発生していた事案が紹介されていますが、今後は見直し後の指導方針も念頭に置いておくといよいでしょう。

◆企業の実務ポイント

勤怠管理の不備による未払残業代の発生や給与支払の遅延なども、賃金不払として問題となります。そのため、勤怠管理が適切に行われているかを定期的に確認するとよいでしょう。

【参考】

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和7年）を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75588.html

労基署の立入調査で判明した不払賃金総額に関する最新動向

令和7年に全国の労働基準監督署（以下、労基署）が実施した、賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導の結果が、8月21日に厚労省より公表されました。

◆監督指導結果の概要

令和7年中に労基署が取り扱った賃金不払事案は22,605件（前年比251件増）、対象となった労働者数は173,016人（同12,181人減）、不払賃金の総額は128億5,782万円（同43億5,331万円減）となっています。件数は増加したものの、対象労働者数や金額は減少しています。

これらのうち、令和7年中に労基署の指導を受けて事業主が賃金を支払い、解決に至ったものは21,731件で全体の96.1%を占めました。対象労働者数は167,828人（97.0%）、支払われた賃金額は109億9,703万円（85.5%）と、多くの事案が行政指導によって改善されたとみることができます。

◆今後の動向

8月19日、同省は9月1日から時間外労働等に係